

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----------|-----------|----------------------------------|--|-----------|-----------|----------------------------------|---|
| 別表（第3条関係） | | | | 別表（第3条関係） | | | |
| 警察署名 | 名称 | 位置 | 所管区 | 警察署名 | 名称 | 位置 | 所管区 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 香川県観音寺警察署 | 略 | 観音寺市豊浜町 和田浜1540番地 <u>3</u> | 観音寺市のうち、大野原町大野原の一部、大野原町花稻、豊浜町姫浜、豊浜町箕浦、豊浜町和田、豊浜町和田浜 | 香川県観音寺警察署 | 略 | 観音寺市豊浜町 姫浜616番地4 | 観音寺市のうち、大野原町大野原の一部、大野原町花稻、豊浜町姫浜、豊浜町和田の一部、豊浜町和田浜 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| | 観音寺警察署所在地 | 略 | | | 観音寺警察署所在地 | 略 | |
| | 伊吹駐在所 | 略 | | | 箕浦駐在所 | 観音寺市豊浜町 箕浦甲2397番地 <u>1</u> | 観音寺市のうち、豊浜町箕浦、豊浜町和田の一部 |
| | 略 | | | | 伊吹駐在所 | 略 | |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この規則は、令和2年3月16日から施行する。